

労 審 発 第 1808 号
令 和 8 年 9 月 29 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和 8 年 9 月 29 日 付け厚生労働省発基 0929 第 1 号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 8 年 9 月 29 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める
政令案要綱」について

令和 8 年 9 月 29 日付け厚生労働省発基 0929 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 8 年 9 月 29 日

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一 殿

労災保険部会

部会長 小畑 史子

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める
政令案要綱」について

令和 8 年 9 月 29 日付け厚生労働省発基 0929 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を
得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。